

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月20日(木)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 専決処理事項報告について
日程第7	報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について
日程第8	議案第1号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について

日程第 1 0 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権
設定許可申請に対する決定について

日程第 1 1 議案第 4 号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第8回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。11番村松とも子委員、12番佐藤俊孝委員、13番白澤克美委員にお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。
議 長	日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	それでは、本日1日と決めます。
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>先月は、新型コロナウイルス感染症予防の関係で会議等はございませんでした。</p> <p>8月2日は農地に関する相談会をやば一くで開催いたしました。昨年度の実績は3件でしたが、今年度は13件の相談があり、大いに効果があがったものと思っております。皆様と相談しながら来年度も継続したいと思います。</p> <p>8月12日は、令和2年度矢巾町婚活推進ネットワーク会議役員会があり、8月25日に開催する令和2年度矢巾町婚活推進ネットワーク会議総会の提案内容について協議を行いました。</p>
議 長	<p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」の声あり)</p>
議 長	では、次に進みます。
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p style="text-align: center;">【報告第1号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	報告第1号番号1の案件につきまして、相続人が盛岡市在住となっておりますが、この方は矢巾町以外に盛岡市〇〇〇に農地を10ha以上所有されている方であ

	<p>るため、耕作放棄にはつながらないものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p>
15 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、15番藤原職務代理。</p>
15 番	<p>はい、15番藤原です。売買で所有権移転ということですが、土地が計54.54㎡で施設の概要で店舗1棟72.03㎡となっていますが、この差はなぜあるのですか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局</p>
事務局	<p>15番藤原職務代理の質問にお答えいたします。農地としては54.54㎡しかありませんが、その土地に接する形で農地以外の土地がございますのでその分も合わせて店舗が72.03㎡となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとはございませんか。</p>

	(「なし」の声あり)
議 長	では次に進みます。
議 長	<p>日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第3号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局
事務局	<p>この案件につきまして、議案第3号に關係しての届出となっております。</p> <p>農家分家住宅建設のために分筆した農地であり、面積が131㎡と田として利用することが困難であるため、整地し畑として活用予定となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	次に進みます。
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第8、議案第1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	異議なしとのことですので、一括して議題といたします。
議 長	<p>日程第8、議案第1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号・第2号・第3号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>議案第1号について補足説明いたします。議案第1号番号1の案件につきまして、こちらの申請位置でございますが、申請の位置が役場の南西側約3kmに位置し、北側は町道中屋敷線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地内の中に宅地が点在します。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であり第1種農地でございます。</p> <p>続きまして、議案第2号番号1の案件につきまして補足説明させていただきます。こちらの申請位置でございますが、役場の南西側2.7kmに位置し、西側は町道小泉8号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地の区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。</p> <p>続きまして、議案第3号番号3の案件につきまして補足説明させていただきます。こちらの申請位置でございますが、役場の西側約2kmに位置し、南側は町道油田2号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第1種農地でございます。以上でございます。</p>
議 長	8月17日に農地転用現地調査を行った、4番阿部江利子委員、13番白澤克美委員のどちらかより調査結果を報告願います。
13番	はい、議長。

議 長	はい、13 番白澤委員。
13 番	<p>はい、13 番白澤です。</p> <p>それでは、現地調査の報告をいたします。まず初めに議案第 1 号の〇〇〇〇の件についてですが、当該農地は、明治後半に建てられて以降、昭和 38 年に建て替えてからも住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明し、20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。</p> <p>続いて、議案 2 号の〇〇〇〇の件についてですが、当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。農家住宅建設にあたり、最小限の面積と判断しました。市街化区域内に住宅等を所有していないことから、転用はやむを得ないと判断しました。</p> <p>続いて、議案第 3 号の〇〇〇〇の件についてですが、当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。農家住宅建設にあたり、最小限度の面積と判断しました。市街化区域内に住宅等を所有していないことから、転用はやむを得ないと判断しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。
8 番	はい、議長。
議 長	はい、8 番藤原委員。
8 番	<p>はい、8 番藤原です。</p> <p>質疑ではないですが、議案第 1 号の図面について、地元の方なら分かるかもしれませんが、目標地がありませんので議案第 2 号の図面の様に目標地点を出していただければ、親切かなと思います。以上でございます。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	次の総会から、目標地点を出した資料作りを心掛けたと思います。ご指摘いただきましてありがとうございました。以上でございます。
議長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。</p>
議長	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。</p>
議長	<p>議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>

議 長	<p>日程第 11、議案第 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p>
	<p>【議案第 4 号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、〇〇〇〇〇〇が引き続き農業者年金を受給するために計画するものでございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p>

皆さま、大変お疲れ様でした。

終了 13:50

以上は、令和2年8月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第8回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 11番 _____

〃 12番 _____

〃 13番 _____